

平成21年12月期 第1四半期決算短信(非連結)

平成21年4月30日

上場取引所 JQ

上場会社名 株式会社 ジェイホーム
 コード番号 2721 URL <http://www.j-home.com>

代表者 (役職名) 代表取締役社長
 問合せ先責任者 (役職名) 取締役経営管理室長
 四半期報告書提出予定日 平成21年5月15日

(氏名) 大宮 健次
 (氏名) 高橋 一俊
 配当支払開始予定日 未定

TEL 03-5324-6261

(百万円未満切捨て)

1. 平成21年12月期第1四半期の業績(平成21年1月1日～平成21年3月31日)

(1) 経営成績(累計)

(%表示は対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
21年12月期第1四半期	125	△22.2	△23	—	△23	—	△20	—
20年12月期第1四半期	161	△8.2	△45	—	△15	—	18	—

	1株当たり四半期純利益	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益
	円 銭	円 銭
21年12月期第1四半期	△2,421.34	—
20年12月期第1四半期	2,191.23	2,152.72

※当社の連結子会社を平成20年4月1日付で吸収合併したことから、連結子会社はなくなりました。このため当四半期から非連結として開示しております。
 なお、「20年12月期第1四半期」の各数値は、前年同期の連結経営成績の数値を記載しております。

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
21年12月期第1四半期	271	170	62.8	20,469.73
20年12月期	—	—	—	—

(参考) 自己資本 21年12月期第1四半期 170百万円 20年12月期 190百万円

※当社の連結子会社を平成20年4月1日付で吸収合併したことから、連結子会社はなくなりました。このため当四半期から非連結として開示しております。
 また、四半期の財政状態は当事業年度から開示しているため、前年同四半期の実績については記載しておりません。

2. 配当の状況

(基準日)	1株当たり配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	年間
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
20年12月期	—	0.00	—	0.00	0.00
21年12月期	—	—	—	—	—
21年12月期(予想)	—	0.00	—	0.00	0.00

(注) 配当予想の当四半期における修正の有無 無

3. 平成21年12月期の業績予想(平成21年1月1日～平成21年12月31日)

(%表示は通期は対前期、第2四半期累計期間は対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
第2四半期累計期間	498	—	2	—	2	—	2	—	303.59
通期	1,105	—	22	—	23	—	23	—	2,770.27

(注) 業績予想数値の当四半期における修正の有無 無

4. その他

(1) 簡便な会計処理及び四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 有

詳細は、4ページ「【定性情報・財務諸表等】4. その他」をご覧ください。

(2) 四半期財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更(四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されるもの)

① 会計基準等の改正に伴う変更 有

② ①以外の変更 無

詳細は、4ページ「【定性情報・財務諸表等】4. その他」をご覧ください。

(3) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	21年12月期第1四半期	8,327株	20年12月期	8,327株
② 期末自己株式数	21年12月期第1四半期	—株	20年12月期	—株
③ 期中平均株式数(四半期累計期間)	21年12月期第1四半期	8,327株	20年12月期第1四半期	8,327株

※業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

1. 本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現時点で入手可能な情報に基づき判断した見通しであり、多分に不確定な要素を含んでおります。実際の業績等は、業況の変化等により上記予想数値と異なる場合があります。
2. 当事業年度より「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号)及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第14号)を適用しております。また、「四半期財務諸表等規則」に従い四半期財務諸表を作成しております。なお、第1四半期累計期間から「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)附則第6条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

定性的情報・財務諸表等

1. 経営成績に関する定性的情報

当第1四半期会計期間における日本経済は、世界的な金融不安による株式市場の低迷や、為替相場の急激な変動等の影響、個人消費低迷の影響などにより、景気は一段と悪化いたしました。

当社では、売上規模の拡大よりも利益体質を強化することに努め、営業活動を続けてまいりましたが、消費の低迷による影響を受け販売は苦戦を強いられる結果となりました。

その結果、当第1四半期会計期間の売上高は1億25百万円、営業損失は23百万円、経常損失は23百万円、四半期純損失は20百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

<住宅FC事業>

住宅FC事業におきましては、新規加盟店数は0店でした。住宅市況の冷え込みが長期化し、思うような新規開拓が進みませんでした。

この結果、売上高は、38百万円、営業損失4百万円となりました。

<ウェブダイレクト事業>

ウェブダイレクト事業におきましても、直需案件（戸建新築）の引き合いはあるものの、正式受注までは至らず、同様に厳しい状況となりました。

その結果、売上高は、0百万円、営業利益0百万円となりました。

<住宅資材販売事業>

住宅資材販売事業におきましては、住宅業界全体の冷え込みの中、新築着工数も低迷し、今年から受付開始となる「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」を機会とした受注を見込んでおりましたが、消費者の購買意欲の減衰による影響を色濃く受けることとなりました。

また昨年下半年から新たに商品ラインナップした住宅用火災警報器については、今期も好調な販売が見込まれる予定でしたが、火災警報器メーカーによる商品の自主回収の影響を受け、現在商品の出荷が停止している状況にあります。今後その出荷は第2四半期会計期間以降にずれ込む予定であります。

その結果、売上高は、87百万円、営業損失18百万円となりました。

2. 財政状態に関する定性的情報

(1) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における総資産は271百万円と、前事業年度末に比べて102百万円減少いたしました。これは主に、現金及び預金が74百万円減少、売掛金が31百万円減少したことなどによるものです。

当第1四半期会計期間末における総負債は100百万円と、前事業年度末に比べて82百万円減少いたしました。これは主に、買掛金が73百万円、未払金が2百万円それぞれ減少したことなどによるものです。

当第1四半期会計期間末における純資産は170百万円と、前事業年度末に比べて20百万円減少いたしました。これは利益剰余金が20百万円減少したことによります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、主に営業活動による減少によって、80百万円となりました。

当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動により資金は74百万円の減少となりました。

主な増加要因としては売上債権の減少による27百万円、たな卸資産の減少による3百万円が挙げられます。一方、主な減少要因としては仕入債務の減少による73百万円、貸倒引当金の減少による3百万円、長期預り保証金の減少2百万円が挙げられます。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動による資金の増減はありません。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動により資金は0百万円の減少となりました。これは、配当金の支払額0百万円によるものです。

3. 業績予想に関する定性的情報

平成21年2月13日に公表いたしました第2四半期累計期間及び通期の業績予想につきましては、現在のところ変更はありません。

4. その他

(1) 簡便な会計処理及び四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用

① 簡便な会計処理

固定資産の減価償却費の算定方法

減価償却の方法として定率法を採用している固定資産の減価償却費については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しております。

たな卸資産の評価方法

たな卸資産の簿価切下げに関しては収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。

②四半期財務諸表の作成に特有の会計処理

該当事項はありません。

(2) 四半期財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更

(四半期財務諸表に関する会計基準等の適用)

当事業年度より「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号)及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第14号)を適用しております。また、「四半期財務諸表等規則」に従い四半期財務諸表を作成しております。

(棚卸資産の評価に関する会計基準の適用)

当第1四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、先入先出法による原価法によっておりましたが、先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

なお、この変更に伴う損益への影響はありません。

5. 四半期財務諸表
 (1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年3月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	80,004	154,242
受取手形及び売掛金	※1 84,622	115,904
商品	63,261	66,292
その他	8,744	6,651
貸倒引当金	△8,220	△14,320
流動資産合計	228,412	328,771
固定資産		
有形固定資産	※2 8,378	8,784
無形固定資産	2,138	2,415
投資その他の資産		
破産更生債権等	42,046	40,101
その他	24,505	24,820
貸倒引当金	△34,146	△31,101
投資その他の資産合計	32,405	33,820
固定資産合計	42,923	45,021
資産合計	271,336	373,792
負債の部		
流動負債		
買掛金	42,263	116,205
未払法人税等	191	383
その他	17,729	23,889
流動負債合計	60,184	140,478
固定負債		
長期預り保証金	40,700	42,700
固定負債合計	40,700	42,700
負債合計	100,884	183,178
純資産の部		
株主資本		
資本金	131,589	131,589
資本剰余金	95,484	95,484
利益剰余金	△56,622	△36,459
株主資本合計	170,451	190,613
純資産合計	170,451	190,613
負債純資産合計	271,336	373,792

(2) 四半期損益計算書
(第1四半期累計期間)

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
売上高	125,425
売上原価	75,524
売上総利益	49,900
販売費及び一般管理費	※1 73,193
営業損失(△)	△23,292
営業外収益	
受取利息	0
受取手数料	142
雑収入	3
営業外収益合計	147
経常損失(△)	△23,145
特別利益	
貸倒引当金戻入額	3,054
特別利益合計	3,054
税引前四半期純損失(△)	△20,090
法人税、住民税及び事業税	72
法人税等合計	72
四半期純損失(△)	△20,162

(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純損失(△)	△20,090
減価償却費	683
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△3,054
受取利息及び受取配当金	△0
売上債権の増減額(△は増加)	27,441
たな卸資産の増減額(△は増加)	3,031
その他の流動資産の増減額(△は増加)	△2,093
仕入債務の増減額(△は減少)	△73,942
その他の流動負債の増減額(△は減少)	△3,417
未払消費税等の増減額(△は減少)	△1,074
長期預り保証金の増減額(△は減少)	△2,000
その他	434
小計	△74,082
利息及び配当金の受取額	0
法人税等の支払額	△145
営業活動によるキャッシュ・フロー	△74,227
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	△11
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△74,238
現金及び現金同等物の期首残高	154,242
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 80,004

当事業年度より「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第12号）及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第14号）を適用しております。また、「四半期財務諸表等規則」に従い四半期財務諸表を作成しております。なお、第1四半期累計期間から「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第6条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

（4）継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

（5）株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

該当事項はありません。

6. その他の情報

該当事項はありません。